

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月30日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査として、学校実地監査を宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

菟道小学校、菟道第二小学校及び北宇治中学校を対象に、備品・公印管理状況、郵券・金券類管理状況、理科室薬品管理状況、施設・設備管理状況及び危機管理体制整備状況について監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、各種の管理が適切に行われているか、危機管理体制が十分に整備されているか、主として児童・生徒の安全が守られているかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、菟道小学校、菟道第二小学校及び北宇治中学校における事務事業を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年9月2日から12月13日までに、監査対象校及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、監査委員が監査対象校において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 菟道小学校

(1) 備品・公印管理状況について

適正に管理されていた。

- (2) 郵券・金券類管理状況について
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。

2 菟道第二小学校

- (1) 備品・公印管理状況について
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。

3 北宇治中学校

- (1) 備品・公印管理状況について
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。